

ランピースキン病が政令指定されました (令和7年7月28日施行)

家畜伝染病予防法の改正について

令和7年7月28日、ランピースキン病（LSD：Lumpy Skin Disease）が家畜伝染病予防法第62条に基づく政令指定疾病に追加されました。これにより、以下のような法的措置が可能となります

- 殺処分命令（法第17条）
- 死体の焼却等の義務（法第21条）
- 家畜の移動制限（法第32条） など

防疫対策要領の一部改正について
農水省HPより、確認できます



併せて、LSD防疫対策要領も改正されました（詳細は農水省HP、裏面参照）

【症状など】

- ・牛、水牛が感染するウイルス性疾患
- ・人には感染しない
- ・発熱、四肢の浮腫
- ・多数の皮膚の結節（こぶ状の病変）



(写真：福岡県HP)

【改正の背景】

- ・LSDはこれまで「届出伝染病」として扱われていましたが、国内侵入のリスクの高まりや発生時の迅速な対応の必要性を鑑みて、より強力な防疫措置が必要と判断されました。
- ・今後は、発生時の迅速な対応が求められます。

【畜産農家の皆さまへのお願い】

- ・異常を発見したら速やかに家畜保健衛生所へ連絡してください
- ・飼養衛生管理を徹底し、感染予防に努めてください
- ・最新情報は農林水産省・当県（当所）のHPをご確認ください
- ・吸血昆虫対策を徹底してください

吸血昆虫対策等は農水省HP
もご参考にしてください



飛騨家畜保健衛生所

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

TEL:0577-33-1111(内線403)

FAX:0577-32-9019

※閉庁時には案内メッセージに従って対応をお願いします。



飛騨家保
家畜衛生情報は
こちら

【発生した場合に所有者が行う まん延防止措置】

◎発生農場における措置

(1) 患畜等の隔離

本病の患畜等の所有者は、患畜等を速やかに隔離するとともに、本病を疑う異状が認められた同居牛等についても他の同居牛等と接触しないようにする。

(2) 畜舎等の消毒

患畜等の所有者は、畜舎等の清掃・消毒を行う。また、ベクターによる感染拡大を防止するため、殺虫剤の散布を実施するとともに、ベクター忌避剤の使用等により、患畜等にベクターが接触しないようにする。

また、敷料、排せつ物等について適切に発酵消毒(55℃で2時間又は65℃で30分間)等を行い、飼養管理に使用する器具等を定期的に消毒し、及び当該器具等を農場外に搬出する場合には十分に消毒する。

(3) 健康観察

患畜等の所有者は、患畜等の判定日から28日間、毎日、同居牛等に本病の症状がないか徹底した健康観察を行い、本病を疑う異状が認められた場合には、速やかに家保に連絡するとともに、当該牛等の隔離を行う。

(4) 移動及び出荷の制限等

発生農場の同居牛等(患畜等を除く。)については、発生農場における患畜等の殺処分完了日(当該農場において複数の患畜等が確認されている場合にあっては、全ての患畜等の殺処分完了日)から28日目の日より後に家畜防疫員が実施する臨床検査において陰性が確認されるまでの間、他の農場、家畜市場等への移動(と畜場への出荷のための移動を除く。)が制限される。なお、周辺農場については、発生農場を中心とした半径5km以内(発生状況に応じ、動物衛生課と協議の上、半径20km以内まで拡大可能)の農場の牛等について、ワクチン接種完了後21日間を経過するまでの間、同様に、他の農場、家畜市場等への移動が制限される。

(5) 殺処分

患畜等が確認された後原則として14日間以内に当該患畜等の殺処分を行う。

また、患畜等の所有者は、患畜等の死体の処理について、家畜防疫員の指示に従い適切に埋却(又は焼却)する。

(6) 汚染物品の処理

患畜等の所有者は、発生農場に由来する生乳(検体の採取が行われた時以降に当該検体を採取した牛等から搾乳されたものに限る。)について、汚染物品として、家畜防疫員の指示に従い適切な措置を行う。

◎周辺地域等における措置

家畜の所有者及び家畜市場等の家畜集合施設の所有者は、ベクターの防除を行うための殺虫剤を散布する。その際には、農場への入出場における車両の洗車・消毒だけでなく、車体や車内への殺虫剤の散布等により、ベクターを農場間で運搬しない対策を徹底する。